

埼玉県居住安定援助計画の認定等に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第5章の規定に基づく居住安定援助計画の認定等に係る事務（以下「本事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の連携)

第2条 本事務は、住宅課及び別記1に掲げる課が連携して取り扱うものとし、その事務分担は別記2のとおりとする。

(居住安定援助計画の認定等の手続き)

第3条 居住安定援助計画の認定等の手続きのうち、本要綱に定めのないものは、国土交通省及び厚生労働省が整備した居住サポート住宅情報提供システムにより行うものとする。

(居住安定援助計画に添付する書類)

第4条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共同省令」という。）第8条第1号の規定による間取図に表示する規模及び設備の概要は次に掲げるものとする。

一 寸法及び面積（壁芯により算定したもの）

二 台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室の位置

三 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合は、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場の位置

2 共同省令第8条第2号の規定による概要図に表示する居住安定援助の内容は次に掲げるものとする。なお、居住安定援助を事業者に委託して行う場合は、委託契約書又は委託契約書の案を添付するものとする。

一 1日1回以上の安否確認の事業実施計画、対応フロー及び機器による安否確認を行う場合は機器の概要

二 1月に1回以上の見守りの事業実施計画

三 福祉サービスへのつながりの事業実施計画、つながり先リスト、公的機関以外につながり先事業者の同意書及び見守りから福祉サービスへつながるまでの対応フロー

(居住安定計画の認定等の通知)

第5条 知事は、法第43条第2項の規定による通知をするときは、様式第1号により行うものとする。

(居住安定計画の変更の通知)

第6条 知事は、法第44条第2項により準用する法第43条第2項の規定による通知をするときは、様式第2号により行うものとする。

(事業廃止の公示)

第7条 共同省令第23条第2項の規定による公示は、住宅課ホームページにより行うものとする。

(定期報告)

第8条 知事は、法第49条の報告があった場合において、報告事項に指摘があるときの報告者への通知は、様式第3号により改善報告を求めるものとする。

2 前項の規定による改善報告の様式は、様式第4号とする。

(専用賃貸住宅の目的外使用)

第9条 法第50条第2項の規定による通知は、様式第5号により行うものとする。

(申請取下げ届等)

第10条 認定又は承認の申請を取り下げようとする者は、様式第6号の申請取下届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、認定又は承認の申請があった場合において、当該申請が認定又は承認の基準に適合しないと認めるとき、申請者への通知は様式第7号により行うものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第11条 法第54条第1項の規定より知事から報告を求められた認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下「管理受託者」という。）は、様式第8号により知事に報告するものとする。

2 知事は、法第54条第1項の規定により立入検査を実施するときは、あらかじめ認定事業者又は管理受託者に対し、様式第9号により検査日時及び場所を通知するものとする。ただし、急を要する等必要と認めるときは、この限りでない。

3 法第54条第3項の規定により準用する法第33条第2項の規定による身分を示す

証明書（以下「立入検査員証」という。）は、様式第 10 号のとおりとする。

- 4 立入検査員証は、様式第 11 号の立入検査員証交付台帳により管理するものとする。
- 5 知事は、立入検査を行ったときは、認定事業者又は管理受託者に様式第 12 号により検査結果を通知するものとする。
- 6 前項の通知により改善を求められた者は、様式第 13 号に規定する立入検査結果改善報告書により、改善結果を知事に提出するものとする。

（改善命令）

- 第 12 条 知事は、法第 55 条の規定による改善命令の通知をするときは、様式第 14 号により行うものとする。

（計画の認定の取消しの通知）

- 第 13 条 共同省令第 38 条の規定による公示は、住宅課ホームページにより行うものとする。
- 2 知事は、法第 56 条第 3 項の規定による通知をするときは、様式第 15 号により行うものとする。
 - 3 知事は、法第 56 条第 4 項の規定による通知をするときは、様式第 16 号により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別記 1 埼玉県居住安定援助計画の認定等に係る連携課

課名	主たる課題
福祉部社会福祉課	生活に困窮する場合
福祉部地域包括ケア課	高齢者にかかる福祉サービス等の支援を必要とする場合（地域包括支援センターに関すること）
福祉部高齢者福祉課	高齢者にかかる福祉サービス等の支援を必要とする場合（介護保険サービス事業者に関すること）
福祉部障害者支援課	障害による福祉サービス等の支援を必要とする場合
福祉部こども政策課	ひとり親のための支援を必要とする場合

別記 2 居住安定援助計画の認定等に係る事務分担

- 1 別記 1 の連携課は、毎年度、別紙の「主たる課題に応じた福祉サービスへのつながり先リスト」を町村ごとに作成し、住宅課に提供するものとする。
- 2 住宅課は、別記 1 の連携課から提供された別紙「主たる課題に応じた福祉サービスへのつながり先リスト」のうち、主たる課題、自治体及び公的相談機関に関する情報を、住宅課ホームページにより公表するものとする。
- 3 住宅課は、別記 1 の連携課に対して、居住安定援助計画認定申請に関する情報を居住サポート住宅情報提供システムにより情報提供するものとする。
- 4 次表の事務及びその他の事務は住宅課が行うものとする。

表 居住安定援助計画の認定等に係る住宅課の事務

No.	事項	内容
1	事前相談	事業者からの事前相談
2	計画の認定	①認定申請の受付、②審査、補正、③認定の通知、④町村への通知
3	規則第 19 条の届出	①届出の受理
4	計画の軽微変更の届出	①軽微な変更の届出書の受理
5	計画の変更認定	①変更認定申請の受付、②審査・補正、③変更認定の通知、④町村への通知
6	事業廃止の公示	①事業の廃止届出の受理、②事業廃止の公示
7	地位の承継	①地位の承継の承認申請の受付、②承認通知書の通知
8	定期報告	①定期報告の受付、②審査、補正、③改善通知書の通知、④改善報告書の受付
9	目的外使用の承認	①目的外使用の承認申請の受付、②審査、補正、③目的外使用承認の通知、④町村への通知
10	報告徴収及び立入検査	①認定業者の事務所等の立入検査
11	改善命令	①改善命令の通知
12	計画の認定取消し	①認定取消しの通知、②町村への通知

別紙 主たる課題に応じた福祉サービスへのつなぎ先リスト

(〇〇町)

主たる課題	自治体	公的相談機関	民間事業者、NPO 法人等
(記入例) 高齢者にかかる福祉サービス等の支援を必要とする場合	〇〇町高齢者支援課	〇〇地域包括センター	〇〇町社会福祉協議会
生活に困窮する場合			
高齢者にかかる福祉サービス等の支援を必要とする場合			
障害により福祉サービス等の支援を必要とする場合			
ひとり親のため支援を必要とする場合			

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

町村長 様

埼玉県知事

居住安定援助賃貸住宅認定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条の規定に基づき認定したので、同法第43条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の所在地

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

町村長 様

埼玉県知事

居住安定援助計画の変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）の変更について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第2項において準用する同法第41条の規定に基づき認定したので、同法第44条第2項において準用する同法第43条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更認定年月日
- 2 認定番号
- 3 変更内容

様式第3号（第8条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書に関する通知書

年 月 日付けで提出のあった居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書について、下記の不都合がありますので、改善状況を報告してください。

記

認定番号	
指摘事項	
報告期限	

担 当 :
電話番号 :

様式第 4 号（第 8 条第 2 項関係）

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(賃貸人)
認 定 事 業 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
(援助実施者（賃貸人と異なる場合）)
認 定 事 業 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書に関する改善報告書

年 月 日付け住第 号による指摘事項について、下記のとおり改善状況を報告します。

記

認定番号	
指摘事項	改善状況

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

町村長 様

埼玉県知事

目的外使用に係る承認通知書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第32条の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第 1 項の承認をしたので、同法第50条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

認定番号		
住戸番号	目的外使用を行う住戸の空室期間	
	定期建物賃貸借の契約期間	

様式第 6 号（第10条第 1 項関係）

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

（申請者）
住所又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

申請取下届

さきに提出した 申請を取り下げたいので埼玉県居住安定援助計画の認定等に係る事務取扱要綱第10条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

申 請 年 月 日	
申 請 種 別	
理 由	

様式第7号（第10条第2項関係）

〔 居住安定援助計画
地位の承継
目的外使用 〕 の 〔 認定
変更認定
承認 〕 しない旨の通知

第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

（申請者）
住所又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名 様

埼玉県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった については、審査の結果、
下記の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第〇〇
条第〇〇項に規定する 〔 認定
変更認定
承認 〕 をしないこととしましたので、通知します。

記

理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号（第 11 条第 1 項関係）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
第 54 条第 1 項の規定による報告書

埼玉県知事様

(報告者)
住所
氏名
電話番号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定に基づき
報告します。この報告書及び添付書類に記載の事項に相違ありません。

認定番号	

様式第 9 号（第11条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

認定事業者又は管理受託者 様

埼玉県知事

立入検査実施通知

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり立入検査を実施するので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 検査日時
- 3 検査場所
- 4 その他

担 当 :
電話番号 :

様式第 10 号（第 11 条第 3 項関係）

表

立 入 検 査 員 証		
第 号		
下記の職員は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定による立入り、物件の検査及び質問の権限を有する職員であることを証明する。		
所属・職名	埼玉県都市整備部住宅課 マンション・居住支援担当	
氏 名		
令和 年 月 日	埼玉県知事	印

裏

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第 54 条 都道府県知事等は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下この項において「管理受託者」という。）に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認定事業者若しくは管理受託者の事務所若しくは営業所若しくは認定住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している認定住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第 33 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による立入検査について準用する。

様式第 11 号 (第 11 条第 4 項関係)

[illegible]

様式第12号の1（第11条第5項関係）

第 号
年 月 日

認定事業者又は管理受託者 様

埼玉県知事

立入検査結果通知

年 月 日に実施した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく立入検査については、文書で指摘する事項は認められませんでした。引き続き適正な運営に努めてください。

担当：

電話：

様式第12号の2（第11条第5項関係）

第 号
年 月 日

認定事業者又は管理受託者 様

埼玉県知事

立入検査結果通知

年 月 日に実施した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく立入検査については、下記のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、「指摘事項」については、速やかに必要な措置をとり、その結果を 年 月 日までに改善報告書により提出してください。

なお、「注意事項」については、文書による報告は不要ですが、改善に取り組んでください。

記

認定番号	
指摘事項	
注意事項	

担当：
電話番号：

様式第12号の3（第11条第5項関係）

第 号
年 月 日

認定事業者又は管理受託者 様

埼玉県知事

立入検査結果通知

年 月 日に実施した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく立入検査については、下記のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、「指摘事項」について速やかに必要な措置をとり、その結果を 年 月 日までに改善報告書により提出してください。

記

認定番号	
指摘事項	

担当：
電話番号：

様式第12号の4（第11条第5項関係）

第 号
年 月 日

認定事業者又は管理受託者 様

埼玉県知事

立入検査結果通知

年 月 日に実施した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく立入検査については、下記のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、「注意事項」について改善に取り組んでください。なお、改善報告書を提出する必要はありません。

記

認定番号	
注意事項	

担当：
電話番号：

様式第13号（第11条第6項関係）

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

（認定事業者又は管理受託者）
住所又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

立入検査結果改善報告書

年 月 日付け第 号の指摘事項について、下記のとおり改善報告書を提出します。

記

認定番号	
指摘事項	改善状況

様式第14号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

改善命令

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第46条から第48条の規定に違反し、又は同法第51条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認められることから、同法第55条の規定に基づき、下記のとおり改善に必要な措置を命ずる。

年 月 日

埼玉県知事 印

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 措置
- 4 事由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号（第13条第2項関係）

第 号
年 月 日

認定事業者 様

埼玉県知事

居住安定援助計画認定取消通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第○項第○号の規定に基づき、下記のとおり、居住安定援助計画の認定を取消したので、同法第56条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 認定取消年月日
- 4 理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第16号（法第13条第3項関係）

第 号
年 月 日

町村長 様

埼玉県知事

居住安定援助計画認定取消通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第○項第○号の規定に基づき、下記のとおり、居住安定援助計画の認定を取消したので、同法第56条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 認定取消年月日
- 4 理由